

生活保護法

指定医療機関の手引

(令和4年4月)

長崎県福祉保健部福祉保健課

目 次

第1	生活保護法のあらまし	1
第2	医療機関の指定	2
1	医療機関の申請	2
2～5	指定の要件、有効期間、指定日等	2
6	届出事項	4
7	介護保険法による「みなし指定」との関係について	5
第3	指定医療機関の義務	6
第4	医療扶助患者の診療に関する手続き	7
○	生活保護法関係条文～抜粋～	11
○	指定医療機関医療担当規程	17
○	生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬	19
○	生活保護法医療券・調剤券（見本）	21
	長崎県内福祉事務所一覧表	22

第1 生活保護法のあらまし

1 生活保護制度の概要

生活保護法（以下「法」という。）は、憲法第25条によって保障された生存権「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」を具体化する制度として昭和25年に制定され、国が、生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

（法第1条）

2 保護の種類と方法

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業及び葬祭の8種の扶助に分けられ、それぞれの扶助は最低生活を充足するに必要とされる限度において、単給又は併給として行われます。

また、扶助の支給方法は金銭給付を原則としていますが、医療扶助及び介護扶助は、給付の性質上、現物給付を原則としています。（法第34条及び同条の2）

3 保護を決定し実施する機関

保護は、都道府県知事、市長及び福祉事務所を設置する町村の長が保護の実施機関として、その所管区域内に居住地又は現在地を有する要保護者に対して保護を決定し、実施する義務を負っています。（法第19条）

*長崎県内の福祉事務所一覧は、[22](#)頁参照。

4 生活保護法による医療扶助

生活保護法による医療扶助は、本法の扶助の一つとして、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない方に対して医療の給付を行うものです。

この医療扶助は、各市町村を担当する福祉事務所が、生活保護法による指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）に患者を委託（以下、「委託患者」という。）して行っています。指定医療機関は、医療を担当する医療機関であり、国の開設した医療機関については厚生労働大臣の、その他の医療機関であればその開設者、助産師・施術者であれば本人の申請により都道府県知事（政令指定都市、中核市にあってはその市長）の指定を受けることとされています。（法第49条）

第2 医療機関の指定

1 医療機関の申請

長崎県内に所在する医療機関が指定医療機関として指定を受けるには、以下の手続きが必要です。長崎市及び佐世保市（中核市）に所在地がある場合は各市長の、それ以外の県域に所在地がある場合は長崎県知事の指定を受けていただきます。なお、指定の効力は全国に及びますので、いずれかの知事もしくは市長より指定を受ければ、あらためて他県知事（他市長）に申請する必要はありません。

<提出書類>

- ① 生活保護法等指定医療機関 指定・指定更新 申請書
- ② 生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までに該当しない旨の誓約書

指定申請書等の届出用紙は、長崎県ホームページからダウンロード可能です。

長崎県ホームページ www.pref.nagasaki.jp → 電子申請 → 申請書ダウンロードサービス → 福祉保健部 → 福祉保健課

※長崎市・佐世保市においては、指定様式や方法等が若干異なる場合があるため、各市本庁にお問い合わせください。

<提出先>

長崎県庁（長崎市、佐世保市に所在地がある場合は各市本庁）

申請書のあて先	問 合 せ 先
長崎県知事	長崎県福祉保健部福祉保健課保護班 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 Tel095-895-2418
長崎市	長崎市中央総合福祉事務所生活福祉課1課 〒850-8685 長崎市桜町6番3号 Tel095-829-1144
佐世保市	佐世保市福祉事務所生活福祉課 〒857-0042 佐世保市高砂町5番1号 Tel0956-25-9734

2 指定の要件（法第49条の2第2項各号）

(1) 他法による指定を受けていること

ア 健康保険法第63条第3項第1号の規定による指定

イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2に規定する内容の医療を行う医療機関にあつては、同法第38条第1項の規定による指定

(2) 開設者や管理者が欠格事由※に該当しないこと（※以下に欠格事由の例を記載）

- ア 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 生活保護法及び国民の保健医療若しくは福祉に関する法律の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- エ 指定の取消し処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間、または検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に、指定の辞退の申し出をした者で、当該申し出の日から起算して5年を経過しない者

3 指定の取消要件（法第51条第2項各号）

下記要件に該当するとき、指定権者はその指定を取り消し、又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

- ア 「2 指定の要件（2）」の開設者や管理者が欠格事由に該当するとき
- イ 診療報酬の請求に不正があったとき
- ウ 都道府県知事等より資料の提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき
- エ 不正の手段により指定を受けたとき
- オ 被保護者の医療に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき

4 指定の有効期間（法第49条の3第1項）

指定医療機関の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失います。

ただし、健康保険法により更新不要とされた医療機関については、生活保護法による更新手続きも不要となります。

5 指定日及び指定日の遡及願いについて

指定日は、福祉事務所又は長崎県庁が申請書を受理した月の初日となり、原則として遡及しません。

健康保険法による指定日より前に申請書を受理した場合は、健康保険法による指定の日が指定日となります。ただし、やむを得ず指定日より前に委託患者に診療したときは、その旨必ずお申し出ください。

医療機関等を指定したときは、申請者に指定通知書を交付し、県公報に掲載します。

6 届出事項

- ◆健康保険法の取り扱いに準じて、新規申請以外は、その事由が生じた 10 日以内（更新の場合は、更新期限が切れる前日まで）に書類の提出をお願いします。提出先は、指定申請と同様です。

	事由	指定・指定更新申請書	廃止届	変更届	休止届	再開届	辞退届	処分届
新規	初めて指定を受けるとき ※健康保険法（または介護保険法）による指定通知書の写しを添付してください。 ※診療所を持たない往診の医師や歯科医師のみ、医師免許証の写しを添付してください。	○						
	指定の更新期限を迎えるとき ※健康保険法で更新不要とされた医療機関は、手続きが不要です。	○						
すでに指定を受けている場合	医療機関コードが変更になったとき	○	○					
	医療機関コードが変わらない場合で以下のとき （1）医療機関名の変更 （2）医療機関の住所が住居表示・地番整理により変更 （3）開設者（法人）の名称や住所、代表者の変更 （4）管理者の交代 （5）管理者名や住所が変更			○				
	業務を廃止した場合		○					
	業務を休止した場合				○			
	業務を休止した医療機関が再開した場合					○		
	生活保護法等による指定のみ辞退する場合 （業務は継続） ※任意に辞退ができますが、30 日以上の予告期間が必要です。						○	
	医療機関が他法による処分を受けた場合							○

7 介護保険法による「みなし指定」との関係について

介護保険法では、保険医療機関として指定されている医療機関については、特段の申し出がない限り、介護保険法に基づく医療機関として、8つ（訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーション及びこれらの介護予防系の4サービス）のサービス提供については自動的に「みなし指定」されることとなっています。

第3 指定医療機関の義務

生活保護法等により指定された医療機関は、次の事項を守っていただきます。

1 医療担当義務

- (1) 懇切丁寧に被保護者（委託患者）の医療を担当すること。（法第50条第1項）
- (2) 「指定医療機関医療担当規程」（16～17頁参照）の規定に従うこと。（同条）
- (3) 法第52条による診療方針により、医療を担当すること。

→指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険（75歳以上の方は後期高齢者医療制度）の例による。これによらない場合は、「法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬」（18～19頁参照）の定めによる。

※歯科材料としての金（金位14カラット以上の合金）や保険外併用療養費（先進医療、差額ベッド料等）の支給に係るものは、生活保護法の医療扶助として認められないものがあります。

2 指導等に従う義務

- (1) 被保護者（委託患者）の医療について都道府県知事の行う指導に従うこと。（法第50条第2項）
- (2) 診療内容及び診療報酬請求の適否に関する厚生労働大臣又は都道府県知事の報告命令に従うこと。（法第54条第1項）
- (3) 厚生労働大臣又は都道府県知事が当該職員に行わせる立入検査を受けること。（同条第2項）

3 県による指定医療機関個別指導

委託患者の診療状況等について、診療録その他帳簿書類を閲覧し、法による医療扶助に関する事務の取扱い等について懇談方式により実施します。

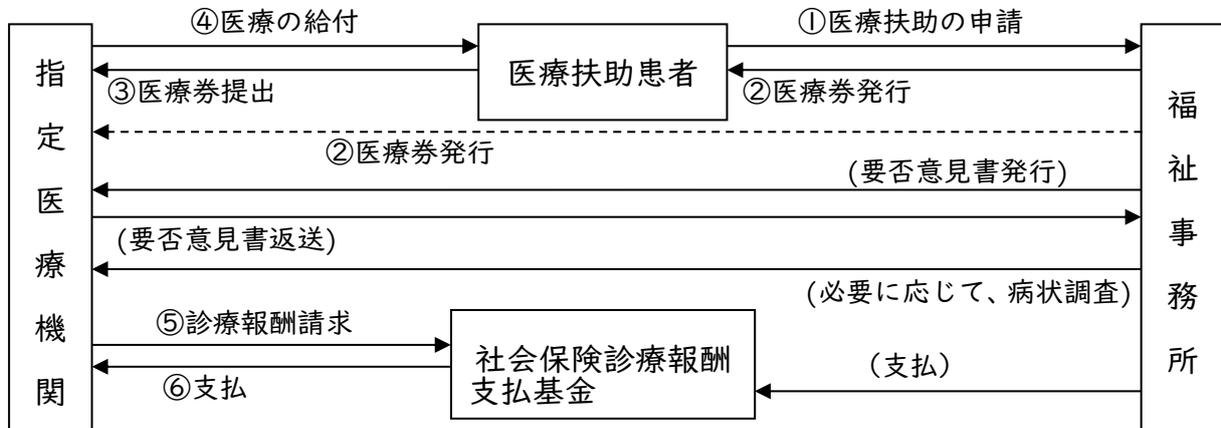
なお、実施にあたっては、事前に日時等について指定医療機関のご都合を伺った上、文書で通知しますので、ご協力をお願いします。

4 届出の義務

指定医療機関は、第2の6表のような事由が生じた場合には、所定用紙により届出を速やかに（10日以内）行ってください。（法第50条の2、施行規則第14-15条）

第4 医療扶助患者の診療に関する手続き

医療扶助患者の委託から診療報酬の支払までの流れは、下記のとおりです。



※診療報酬請求権の消滅時効は、診療日の翌月1日から起算して5年となっています。

(民法第170条第1項及び医療扶助運営要領問14)

1 医療扶助の申請

医療扶助を受ける者は、まず福祉事務所長に対して保護の申請を行います。ただし、急迫した状況にある場合は、保護の申請がなくても福祉事務所長等の職権により保護が行われます。

2 医療券の発行

申請を受けた福祉事務所長等は、医療の必要性を検討した上で医療扶助の適用を決定し、「生活保護法医療券・調剤券」（以下「医療券」という。）を発行します。

【注意事項】

- ① 医療券を必ず確認してください。（参考様式20頁参照）
 - ・資格…委託患者には、生活保護法単独の場合と、生活保護法と医療保険（国民健康保険を除く。）又は生活保護法と他の公費負担医療との併用の場合とがありますので、医療券によりこれら資格等を必ず確認してください。
 - ・本人支払額…「本人支払額」欄に記載のある場合は、この額を委託患者より徴収してください。
 - ・受給者番号…委託患者ごとの番号を使用しますが、保護の受給状況により変更される場合がありますので、必ず医療券を確認してください。
- ② 請求の際は、医療券の記入事項を診療報酬明細書等に正確に転記してください。
- ③ 医療券の保管期間は、1年間です。（診療報酬等請求月の翌月から）

3 医療の給付

- (1) 診察
- (2) 薬剤※又は治療材料
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送

上記医療の給付範囲は、健康保険及び国民健康保険の療養の給付と療養費の支給の範囲を併せたものとほぼ同様です。なお、原則 75 歳以上の委託患者については後期高齢者医療制度の例によりま

す。
※後発医薬品の使用原則化について(法第 34 条第 3 項及び指定医療機関医療担当規程第 6 条)

◆薬局の方へ

医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合は、原則として後発医薬品を調剤していただきますようお願いいたします。

<例外>

- 1 薬局において後発医薬品の在庫がない場合
- 2 後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は同額となっている場合
- 3 後発医薬品の使用への不安等から必要な服薬ができない等の事情が認められる場合

※ただし、3 の場合、薬剤師が処方医へ疑義照会を行い、当該処方医において医学的知見に基づき先発医薬品が必要と判断する場合は処方箋及び調剤録に記載の上、先発医薬品の調剤を行うことが可能。

上記 1 又は 2 の事由により、先発医薬品を調剤した場合、調剤報酬明細書の摘要欄に後発医薬品を調剤しなかった理由を記載していただくようお願いいたします。

可能な限り後発医薬品を調剤できる体制整備に努めていただきますようお願いいたします。

◆院内処方を行う医療機関の方へ

後発医薬品の使用が可能な場合には、後発医薬品の使用について説明していただき、原則として後発医薬品を処方していただきますようお願いいたします。

4 医療の要否の確認

(1) 要否意見書

医療扶助は、指定医療機関等に被保護者を委託して行ういわゆる現物給付方式で行っていますが、医療の必要性、内容及び程度の判断については、専門的、技術的判断が要請されるため、福祉事務所は指定医療機関等の意見を聴いた上で、医療扶助の要否及び程度の決定を行うこととされています。

このような指定医療機関等の意見が記載されたものが「要否意見書」です。新たに生活保護を開始するときや入院時等、要否意見書を指定医療機関に送付しますので、医療扶助に係る所

要事項を記載のうえ速やかにご返送ください。これにより医療扶助を決定し、医療券を発行します。なお、要否意見書は、「指定医療機関医療担当規程」第7条により無償で交付をしていただくことになっておりますので、ご協力をお願いします。

各要否意見書は次のとおりです。

- ア 医療要否意見書
- イ 精神疾患入院要否意見書
- ウ 給付要否意見書…移送、治療材料、施術（柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅう）
- エ 訪問看護要否意見書

（2）病状調査

福祉事務所では、指定医療機関を訪問し、委託患者及びその家族の指導上必要な事項について、主治医等からお話を聞かせていただく等の「病状調査」を行います。

医療扶助における診療契約は、保護の実施機関が指定医療機関に患者を委託することによって成立しています。受託者（指定医療機関）には、委託者（福祉事務所長）に対して委託された事務処理の状況について報告する義務がありますので、この病状調査にご協力くださいますようお願いいたします。なお、個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当しますので、被保護者の同意がなくても、福祉事務所に回答することができます。

5 他の制度・他の法律の活用

法第4条には、「他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われなければならない。」と定められており、生活保護法以外の法律や制度を利用できる場合は、まずこれらを優先的に利用することとされています。委託患者で他の制度・他の法律の活用の可能性がある場合は、福祉事務所にその旨の情報提供をしていただきますとともに、申請手続き等についてご協力をお願いします。

他の制度・他の法律の活用で多いものを下に記載してあります。参考にしてください。

（1）健康保険法（社会保険）

被保護者（委託患者）であっても、健康保険の被保険者本人またはその被扶養者の場合、健康保険が優先して適用され、患者負担分に医療扶助を適用します。

（2）自立支援医療制度

被保護者（委託患者）については、全額自立支援医療による公費負担となりますが、被保護者でも医療保険の被保険者本人又は被扶養者の場合は、医療保険の適用が優先するため、自己負担部分について自立支援医療による公費負担となります。

(3) 難病の患者に対する医療等に関する法律

平成 27 年 1 月より「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、新たに生活保護受給者も対象となりました。この新たな医療費助成制度は、法律に基づく制度であることから、他法他施策の優先活用において、医療扶助に優先して適用されることとなります。

6 中国残留邦人等に対する支援給付制度の創設

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、平成 20 年 4 月 1 日から生活保護と同様の支援給付制度が創設され、中国残留邦人等で被支援者の支援給付は同法に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされています。

生活保護法関係条文 ～抜粋～

(昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号)

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(無差別平等)

第 2 条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

(最低生活)

第 3 条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

(保護の補足性)

第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前 2 項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

(種類)

第 11 条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助
- 六 出産扶助
- 七 生業扶助
- 八 葬祭扶助

2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

(医療扶助)

第 15 条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

(医療扶助の方法)

- 第34条 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。
- 2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第49条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。
 - 3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（薬事法の規定による製造販売の承認（薬事法（昭和35年法律第145号）第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第14条の4第1項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができる）と認められたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。
 - 4 第2項に規定する医療の給付のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第55条1項の規定により準用される第49条の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。
 - 5 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第2項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。
 - 6 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

(医療機関の指定)

- 第49条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院、診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）若しくは薬局について開設者又は本人の同意を得て、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

(指定の申請及び基準)

- 第49条の2 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。
- 2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。
 - 一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。
 - 二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるま

での者であるとき。

- 四 申請者が、第51条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
 - 五 申請者が、第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 六 申請者が、第54条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 七 第5号に規定する期間内に第51条第一項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 八 申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - 九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 厚生労働大臣は、第1項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。
 - 一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第50条第2項の規定による指導を受けたものであるとき。
 - 二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適當と認められるものであるとき。
 - 4 前3項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第1項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。）」と、第二項第一号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

（指定の更新）

- 第49条の3 第49条の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定

の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前条及び健康保険法第68条第2項の規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定医療機関の義務)

- 第50条 第49条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。
- 2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

(変更の届出等)

- 第50条の2 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を第49条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の辞退及び取消し)

- 第51条 指定医療機関は、30日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
- 2 指定医療機関が、次の各号に該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
 - 一 指定医療機関が、第49条の2第3項第1号から第3号まで又は第9号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 二 指定医療機関が、第49条の2第3項各のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 三 第50条又は次条の規定に違反したとき。
 - 四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。
 - 五 指定医療機関が、第54条第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第54条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
 - 七 指定医療機関が、不正の手段により第49条の指定を受けたとき。
 - 八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 - 九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - 十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であると

き。

(診療方針及び診療報酬)

第52条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

- 2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(医療費の審査及び支払)

第53条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

- 2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 第1項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができない。

(報告の徴収及び立入検査)

第54条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質させ、若しくは若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 28条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(助産機関等への準用)

第55条 道府県知事は、助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整腹師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための助産師はこの法律による医療扶助のための施術を担当する機関を指定する。

(費用等の徴収)

第78条

- 2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、そ

の返還させるべき額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

(厚生労働大臣への通知)

第 83 条の 2 都道府県知事は、指定医療機関について第 51 条第二項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止した場合において、健康保険法第 80 条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、その事実を通知しなければならない。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第 84 条の 4 第 54 条第 1 項 (第 54 条の 2 第 4 項及び第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定 (当該事務に係るものに限る。) は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

指定医療機関医療担当規程

(昭和 25 年 8 月 23 日厚生省告示第 222 号)

(改正 平成 30 年厚生労働省告示第 344 号)

(指定医療機関の義務)

第 1 条 指定医療機関は、生活保護法(以下「法」という。)に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者(以下「患者」という。)の医療を担当しなければならない。

(医療券及び初診券)

第 2 条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券(初診券を含む。以下同じ。)を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

第 3 条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

(診療時間)

第 4 条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

(援助)

第 5 条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めたときは、速やかに、患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 二 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 三 移送
- 四 歯科の補てつ

(後発医薬品)

第 6 条 指定医療機関の医師又は歯科医師(以下「医師等」という。)は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品(法第 34 条第 3 項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。)の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができることを認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

- 2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。
- 3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 16 号)第九条の規定による医薬品である場合であつて、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。

この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤す

るものとする。

(証明書等の交付)

第7条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

(診療録)

第8条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によつて医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第9条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第10条 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知つた場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。
- 二 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第11条 指定医療機関である健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「に関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によつて」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によつて」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(薬局に関する特例)

第12条 指定医療機関である薬局にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替え適用するものとする。

(準用)

第13条 第1条から第10条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第1条から第5条まで、第7条第1項及び第8条から第10条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

(昭和34年5月6日厚生省告示第125号)

(改正 平成28年厚生労働省告示第156号)

- 1 歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱において、歯科材料として金を使用することは、行わない。
- 2 国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの（厚生労働省大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第7号に規定する療養（次項において「長期入院選定療養」という。）につき別に定めるところによる場合を除く。第4項において同じ。）は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。
- 3 前項の規定により指定医療機関及び医療保護施設に適用される長期入院選定療養に係る費用の額は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第42条第1項第1号に掲げる場合の例による。
- 4 前3項に定めるもののほか、結核の医療その他の特殊療法又は新療法による医療その他生活保護法（昭和25年法律第144号）の基本原則及び原則に基づき、国民健康保険の診療方針及び診療報酬（保険外併用療養費の支給に係るものを除く。）と異なる取扱いを必要とする事項に関しては、別に定めるところによる。
- 5 75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（健康保険法（大正11年法律第70号）若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者及び被扶養者、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者である者を除く。）に係る診療方針及び診療報酬は、前各項に定めるもののほか、後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）及び同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。））にあっては高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第4項の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第79条第1項の規定による厚生労働大臣の定め）の例による。
- 6 指定医療機関が健康保険の保険医療機関又は保険薬局であり、かつ、国民健康保険法第45条第3項（同法第52条第6項、第52条の2第3項及び第53条第3項において準用する場合を含む。）の規定による別段の定め契約当事者であるときは、当該契約の相手方である市町村（特別区を含む。）の区域に居住地（生活保護法第19条第1項第2号又は同条第2項に該当する場合にあっては現在地とし、同条第3項に該当する場合にあっては入所前の居住地又は現在地とする。）を有する被保護者について当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬は、当該定め例による。

- 7 指定医療機関がそれぞれその指定を受けた地方厚生局長又は都道府県知事若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）の市長との間に及び医療保護施設がその設置について認可を受けた都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長又はこれを設置した都道府県若しくは指定都市若しくは中核市を管轄する都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長との間に、診療報酬に関して協定を締結したときは、当該指定医療機関又は医療保護施設に係る診療報酬は、当該協定による。ただし、当該協定による診療報酬が健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第85条第2項及び第85条の2第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第86条第2項第1号の規定による厚生労働大臣の定め（前項に該当する指定医療機関にあっては、当該定めのうち診療報酬が最低となる定め）若しくは同法第88条第4項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第74条第2項及び第75条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第78条第4項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例による場合に比べて同額又は低額である場合に限る。
- 8 第6項に該当する指定医療機関について前項に規定する協定の締結があったときは、第6項の規定は、これを適用しない。

様式第23号

生活保護法医療券・調剤券（ 年 月分）										
公費負担者 番 号								有 効 期 間	日から 日まで	
受給者番号								単独・併用別	単独・併用	
氏 名	(男・女)									
居 住 地										
指定医療 機 関 名										
傷 病 名	(1)						診 療 別	入院	歯科	
	(2)							入院外	調剤	
	(3)							訪問看護		
							本人支払額	円		
地区担当職員名					取扱担当者名					
福祉事務所長 印										
備 考	社 会 保 険						あり (健・社)	なし		
	感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律第37の2						あり	なし		
	そ の 他									

長崎県内福祉事務所一覧表

福祉事務所名	公費負担者番号	所在地	電話番号
長崎市中央総合福祉事務所 生活福祉課1課、生活福祉課2課	12424016	〒850-8685 長崎市桜町6番3号	095-829-1144
長崎市東総合事務所 地域福祉課	12424016	〒851-0134 長崎市矢上町40-28	095-894-1247
長崎市南総合事務所 地域福祉課	12424016	〒851-0403 長崎市布巻町111-1	095-898-7860
長崎市北総合事務所 地域福祉課	12424016	〒851-3102 長崎市琴海村松町703-14	095-814-3400
佐世保市福祉事務所	12421319	〒857-0042 佐世保市高砂町5番1号	0956-25-9734
島原市福祉事務所	12421616	〒855-8555 島原市上の町537番地	0957-62-8025
諫早市福祉事務所	12422010	〒854-8061 諫早市東小路町7番1号	0957-22-2996
大村市福祉事務所	12422119	〒856-8686 大村市玖島1丁目25番地	0957-53-4111 (内線160)
平戸市福祉事務所	12422317	〒859-5192 平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-4111 (内線2570)
松浦市福祉事務所	12422416	〒859-4598 長崎県松浦市志佐町里免365	0956-72-4672
対馬市福祉事務所	12422515	〒817-1201 対馬市豊玉町仁位380	0920-58-1414
壱岐市福祉事務所	12422614	〒811-5192 壱岐市郷ノ浦町本村触562番地	0920-48-1136
五島市福祉事務所	12422713	〒853-0007 長崎県五島市福江町1番地1	0959-72-6117
西海市福祉事務所	12422812	〒857-2302 西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2278番地1	0959-37-0069
雲仙市福祉事務所	12422911	〒854-0405 雲仙市千々石町戊582番地	0957-36-2500
南島原市福祉事務所	12423018	〒859-2412 南島原市南有馬町乙1023番地	0957-73-6653
小値賀町福祉事務所	12423125	〒857-4701 北松浦郡小値賀町笛吹郷2376-1	0959-56-3111
西彼福祉事務所	12420014	〒852-8104 長崎市茂里町3-24	095-846-8955
東彼・北松福祉事務所	12420113	〒857-0043 佐世保市天満町1-27	0956-22-3211
上五島福祉事務所	12420071	〒857-4511 南松浦郡新上五島町浦桑郷348-1	0959-54-2131